

議題 2 明智地域の路線の再編について（追加）

1. 概要

第 2 回の会議で承認された「明智地域の路線の再編について」のうち、使用する予備車については、新規導入車両と同等クラスを用意すると説明した。この度、使用する予備車が決定したが、車両サイズが同等以上となるため、当該部分について再度協議を行うもの

2. 協議事項

(1) 明智地域の路線で使用する予備車について

- ・ トヨタ ハイエースワゴン（10 人乗り）

	車種	車名	型式	年式 (年)	定員 (人)	長さ (cm)	幅 (cm)	高さ (cm)	車両総重量 (kg)
新	ハイエース	トヨタ	TRH219W-VIZYE	R 5	10	484	188	210	2,630
新	ハイエース	トヨタ	KH-KZH116G	H11	10	495	169	198	2,530
予	ハイエース	トヨタ	CBA-TRH229W	H26	10	538	188	228	2,700

※予＝予備車

(2) 移動円滑化の適用除外について

当該路線は道路幅員が狭い箇所があり中・大型バスでの運行は困難であるため、バリアフリー基準の適用除外の認定を受けることで、新規車両を導入して運行する。

なお、バリアフリー基準の適用除外により利用が困難となる車いす利用者については、あらかじめ連絡があった場合、車イス対応車両の手配等を行い、移動手段の確保を図る。

(3) 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

- ・ 第 37 条第 2 項第 2 号：乗降口のスロープ
- ・ 第 39 条：車いすスペース
- ・ 第 40 条第 1 項：通路の幅
- ・ 第 40 条第 2 項：通路の手すりの間隔
- ・ 第 41 条：運行情報提供設備等

(4) その他

- ・ 乗車定員は当初の予定と変更なし（10 人）
- ・ 最大値が変更する点について、道路管理者、公安委員会、私有地管理者に確認済み